



町なか放浪記

長谷川

都営三田線 『板橋本町駅』

今回は、東京都板橋区大和町にございます都営三田線『板橋本町』駅に降りました。駅の目の前には国道と環七、首都高速が交差しており天気は晴れておりましたが薄暗く感じました。駅回りにはコンビニや小さいスーパー、ファストフード店がいくつか点在しており、男性の一人暮らしでは困らなそうです。また、大通りから一本中に入ると住宅街となっており落ち着いた雰囲気でした。

環七通り沿いに西に歩いていくと自分が大好きなラーメン屋『元祖まぐろラーメン 本店』がございます。こちらの『タレソバ』がおすすめです。魚介の濃厚でまろやかなタレが麺に絡み一度食べると病みつきになります。油そばが好きな方は一度行かれてみてはいかがでしょうか。

続いて駅の南東側には『縁切り榎』という大層な名前の木があるということで行ってみました。駅から3分程の所にあるのですが住宅街にあり、少し場所が分かりづらいです。こちらの榎は江戸時代より悪縁を切りたい時や断酒を願う際、その樹皮を煎じて相手に飲ませると成就するとされています。現在では『縁切り榎』として参拝者が数多く訪れるそうです。日中に男一人で参拝していると周りの目が気になりますが、中に入ってみると沢山の絵馬が吊るされています。悪縁はございませんが良縁を結んでくれますようにとお祈りしました。



(上記写真はお借りしたものです)



OTONA ぶらりゆらり大人の休日 DAYS!

古谷

●東京で一番美味しいモンブランって？

友人がどうしても行きたいケーキ屋があるというので、吉祥寺にある「アテスウェイ」というフランス菓子専門店に行ってきました。そこは、食べログで東京で一番美味しいケーキ屋に2年連続1位に輝き、特にモンブランは絶品だという噂。

オープンが10時だったので、少し前に着けば余裕で買えるだろうと思っていたのですが、5分前に到着したときには、既に50人以上の人が列を作っていました。数分程経つと、さらに列が伸びて80人程に増えています。ケーキ屋でこんなに並んでいるのを見たのは初めてのことで、そして、ようやく購入を終え、お店を出たのは11時を過ぎ、ケーキを買うのに1時間以上かかっていた。

帰宅後、早速、噂のモンブランを食してみました。私は生クリームが苦手な、もともとモンブランがあまり

り好きではなかったのですが、一口食べてびっくり。なんて軽い触感、栗の本来の優しい甘みを感じられるモンブランなんだろう。もし小さい頃に初めて食べたケーキがこのモンブランだったら、きっと私もモンブラン好きになっていたと思う。

この「アテスウェイ」という名前、フランス語で「願いが叶いますように」という意味だそう。誰かがくしゃみをしたときには、周りのみんなで「アテスウェイ！」と声をかけるそうです。(英語のブレスユーと同じですね)

ここのケーキを食べることで、少し疲れていたり、落ち込んだりしているときに、幸せな気分になってほしいという願いが込められているような気がしました。



人生ノリNoriダイアリー♪

福島

●明るい未来への光となりますように

年末に近づいて来ると、あちらこちらでイルミネーションがきれいになってきています。空気が澄むこの季節、寒いですが目を楽しませてくれる風物詩ですね。

このイルミネーションも、時代によって変わってきているような気がしています。数年前に、家全体を光で包み込む光景を多く目にしました。何色もの光で明るく照らし出すイルミネーションは、華やかできれいなものでした。同様に街のイルミネーションも華やかでしたが、ここ近年は単色が増えてきているように感じます。今渋谷の街は青の光、新宿の南口はラベンダー色の光で飾られています。夜の街を静かに彩ってくれる一方で、これが大きなイベントになると何色もの色が混じることで、また感じ方も変わってくるので不思議です。

私が観たイルミネーションで圧巻だったのは、東京駅丸の内口から広がる「東京ミレナリオ」でした。神戸ルミナリエの東京バージョンともいえるショーは、街全体が大きな光に包まれていて、ずっと上を向けばなしたのを記憶しています。残念ながら今は開催されていませんが、多くの人を楽しませてくれました。

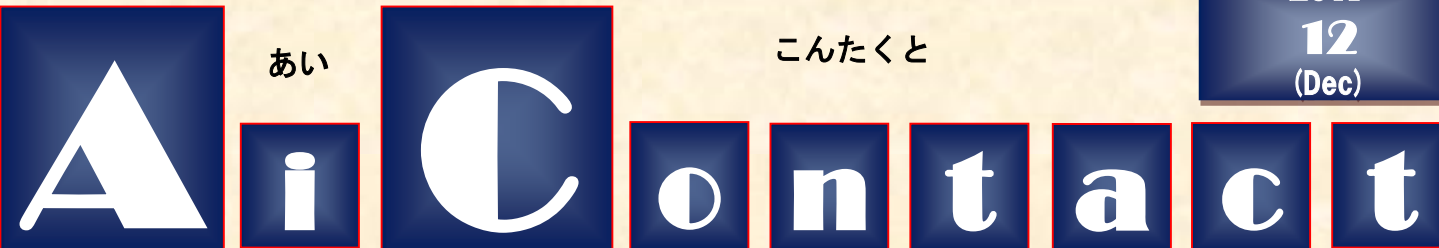
様々な災害が多かった一年、犠牲になった多くの方の慰霊も込めた未来への光に期待したいものです。

今年も一年お世話になりありがとうございました。良い新年をお迎えください。



This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

2017
12
(Dec)



【今月号のLINE UP】

- ・「改正個人情報保護法」
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・経営者のための9つの力「私傷病の療養のための休職制度」
- ・町なか放浪記 都営三田線 『板橋本町駅』
- ・ぶらりゆらり大人の休日「東京で一番美味しいモンブラン」
- ・ノリNoriダイアリー「明るい未来への光となりますように」

🎄🌟🎁 テーブルセッティング 🎁🌟🎄

数年前に横浜の異人館に行ったときに、テーブルセッティングがとても素敵に飾られていました。自宅ではなかなかこんな豪華なセッティングは出来ませんが、クリスマスや節目のイベントのときには、テーブルクロスやお花を飾るなど工夫してみると雰囲気が変わって楽しいですね。(古谷)

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

社会保険労務士法人 あい事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352
URL <https://ai-sr.or.jp> / Email info@ai-sr.or.jp
※2017年9月より、ホームページをリニューアルしました。

2017年5月30日より、「改正個人情報保護法」が全面施行されました。改正の背景には近年、個人情報に対するグレーゾーンの拡大、ビッグデータに関する適正な利用、活用環境の整備の必要性、そして事業活動のグローバル化が進んだことで、多くのパーソナルデータが海外にも流通するようになった点があげられます。マイナンバーも以前に比べだいぶ浸透してきた今、こうした環境の変化に柔軟に対応し、個人情報の保護をしっかりと行っていくことが今後の課題となります。それでは特に重要な改正点を確認していきましょう。

●押さえておきたい改正点

●個人情報保護委員会が新設された

個人情報保護に関する独立した機関を、平成28年1月1日に新たに設立。委員会は内閣府の外局であり、事業主に対し指導、助言、命令等を行うこととした。



●グレーゾーンであった個人情報の定義を明確化

特定の個人の身体的特徴を変換したもの等を、「個人情報」として明確にした。「個人識別符号」が新たに定義され、その情報だけで特定の個人を識別できるものとして、政令に定められた文字、番号、記号その他の符号が該当する（下記図を参照）

●要配慮個人情報が新たに定義された

人種・信条・病歴等が含まれる情報について、本人の同意を得てから取得することを原則義務化。また、本人の同意を得ずに、第三者提供の特例を禁止した（オプトアウトの禁止）
*業務委託、事業継承、共同利用の場合は、「第三者提供」には該当しないとされています。

●小規模取扱事業者への対応

5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても、個人情報保護法を適用することとした。

第一号個人識別符号関係

右のものを用いて作成するもの

DNA、指掌紋、顔、手の平・手の甲・指の静脈歩容、声紋など

第二号個人識別符号関係

マイナンバー、医療保険の被保険者識別番号、介護保険の被保険者識別番号、雇用保険の被保険者識別番号、基礎年金番号、国家資格の登録番号、運転免許証番号、旅券番号、住民票コード など

●全ての個人情報を取り扱う事業者が対象

今回の改正により、個人情報を1件でも扱う全ての事業主が「個人情報保護法」の適用対象となりました。これによりまず従業員の個人情報を、今まで以上に適切に扱わなくてはならない義務が生じることとなります。

また、どこまでが個人情報に該当するのか、今回の改正で個人情報の定義が明確となり、病歴等含まれる情報である「要配慮個人情報」も新たに定義されたため、例えば従業員から「健康診断」、「保健指導」の結果を取得する場合は本人の同意が必要となり、合わせて利用目的の通知又は公表することが必要となることに留意しましょう。

●今からできる対策として

特定個人情報であるマイナンバーを含め、個人情報の取り扱いが重要視されるなか、情報漏洩で多くの割合を占めるのは「人的ミス」の部分とされています。PCの持ち出しによる外部流出や、書類の置き忘れなどが主な原因です。今からでもできる対策としては、個人情報を扱う従業員へ教育、研修を実施し、マイナンバーなど特に重要な個人情報を取り扱う従業員を特定していない場合は、あらかじめ特定されることをお勧めします。

また、今回の改正によりグレーゾーンであった個人情報の定義が明確となりましたので、どれが個人情報にあたるのか従業員にも周知させておくことが望ましいと考えます。

もし個人情報を紙媒体で管理されているようでしたら鍵付きの場所で保管し、エクセル等で管理されているようでしたらパスワードを設定することで漏洩リスクを少しでも減らすことが可能です。例えば社員募集で不採用となった履歴書等は、採用活動の終了後すぐにシュレッダーし、廃棄するようにしましょう。



登場人物



おじさん⇒元社労士事務所の代表。現在は息子に事務所を任せてのんびりと年金生活を送っている。

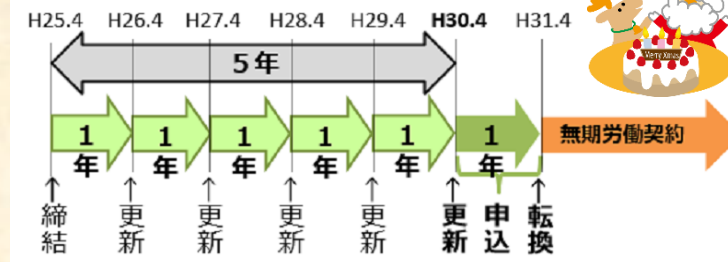


シロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおじさんに拾われて以来なついてしまった。キャットフードを扱う会社に入社し、恩返しすべく日々奮闘中。

●「無期転換ルール」Q&A

Q1 最近話題になってる「無期転換ルール」って何なの？

おじ「うむ、労働契約法の改正により、有期契約が5年を超えて繰り返し更新された場合、労働者の申込みにより、無期契約に転換されるルールのことじゃ。たとえば下記の図のように、契約期間が1年の労働者であれば、H30.3月31日に通算契約期間が5年となり、H30.4月1日に更新した契約が通算して5年を超えるため、この時点で労働者に無期転換の申込権が発生するのじゃ。そのため労働者が、H30.4月1日から1年の間に無期転換の申込みを行うと、H30.4月1日から1年間の有期契約が終わったあとの、H31.4月1日から無期契約になるということじゃ。」



Q2 僕はすでに契約社員として5年を超えて勤めているから、すぐにでも無期契約に転換してもらえないかなあ？

おじ「通算契約期間が5年を超えているかのカウントは、改正労働契約法が施行されたH25.4月1日以降に開始する有期契約が対象じゃ。H25.3月31日以前に開始した有期契約は、通算契約期間には含まれないのじゃ。」

Q3 通算で5年超えたら自動的に無期転換されるの？

おじ「労働契約法第19条に定める雇止め法理により、一定の場合には当該雇止めが無効となる場合があるのじゃ。」

おじ「労働者から申込みがない限り転換されん。」

Q4 会社は無期転換の申込みができることを労働者に伝えなきゃダメなの？

おじ「今のところ法律で説明をする義務までは定められていないが、無用なトラブルを避けるためにも、周知すること望ましいじゃろうな。」

Q5 無期転換は書面で申込みなきゃダメ？

おじ「無期転換申込権の発生後、会社に対して無期転換の申込みをした場合、無期契約が成立する（会社は断ることができん）。この申込みは口頭でも法律上有効じゃが、後々のトラブルを防ぐため書面で行ったほうがよいじゃろう。」

Q6 無期転換したら、正社員になれるの！？

おじ「あくまでも有期契約が無期契約になるだけであって、必ずしも正社員になれるということではない。給与や待遇等の労働条件については、基本的に直前の有期契約における労働条件がそのまま引き継がれることになっておる（就業規則や個々の労働契約で『別段の定め』がある部分を除く）。」

Q7 無期転換申込権が発生する前に「無期転換を申し込めると困るから雇止めする」と会社に言われたんだけど…

おじ「無期転換を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない。会社が雇止めをした場合、労働契約法第19条に定める雇止め法理により、一定の場合には当該雇止めが無効となる場合があるのじゃ。」

経営者のための「9つの力」

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえておくと、きっと社長の力になれる！というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

●「私傷病の療養のための休職制度を考える」

ここ近年の長時間労働や様々な圧力を感じながら生活しているため、メンタル不調を引き起こすことが増えてきました。増えてきたというよりは、ハラスメント同様、以前からあったものが顕在化してきただけのことかもしれません。

どうしても働くことができなくなると、本来は労働契約の不履行となり、仕事を辞めなくてはなりません。これは、法律的表现では、「労働契約の解約権が留保されている状態」といわれています。それが、いつからか一般企業の就業規則には「休職制度」が盛り込まれるようになりました。法律で定められているわけではないこの制度は、優秀な人材を引き止めておくための策が、いつのまにか広がっていったとされています。

休職は、メンタル不調になり仕事を一定期間休まなければならない時に、事業主側の配慮によってある一定期間休めることをいいます。この一定期間は企業ごとに様々で、大企業では長く、中小企業では短い傾向にあります。

休職として働いていない分についての賃金支払いは原則ありません。休職期間中の生活保障としては、私傷病であ

れば健康保険からの傷病手当金の給付が有効となります。支給し始めて1年6か月間という制限はありますが、働けずにいる期間の補償としては、賃金の3分の2相当が支給されます。しかし、メンタル不調のように繰り返すケースでは、一旦傷病手当金の受給期間が終了した後では、同じ傷病では受給できない可能性がありますので注意をしなければなりません。

冒頭に顕在化してきたと述べましたが、一人のメンタル不調者がいるとすれば、その企業における潜在患者は3倍から5倍ともいわれていますが、厚生労働省の調査によると、約392万人で、他の国と比較して患者数は低いとされています。これは、まだまだメンタル不調に関する意識や対応の遅さなどが要因ともされ、実態の把握についても閉ざされている傾向にあるともいわれています。そんな中で、いつ訪れるかわからないメンタル不調の予防もしっかりと行わなければならないということになります。

誰もがストレス過多な時代、先の将来だけでなく、近い将来の心配も重要になっています。